

# 徳島大学四国地区大学総合体育大会検討専門委員会規則

令和6年3月22日  
学生委員会制定

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学学生委員会規則第9条第2項の規定に基づき、徳島大学四国地区大学総合体育大会検討専門委員会（以下「専門委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 四国地区大学体育連盟の運営にあたり徳島大学の対応に関する事項
- (2) 四国地区大学総合体育大会の運営にあたり徳島大学の対応に関する事項
- (3) その他四国地区大学体育連盟及び四国地区大学総合体育大会に関する事項

(組織)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 大学院社会産業理工学研究部社会総合科学域人間科学系スポーツ健康分野から選出された教員 1名
- (3) 徳島大学が種目担当大学として担当する競技のサークル助言指導教員
- (4) 体育団体連合会会長
- (5) 徳島大学が種目担当大学として担当する競技のサークル代表者
- (6) 学務部学生支援課長
- (7) その他専門委員会が必要と認める者

2 前項第2号及び第7号の委員は、学長が命ずる。

(任期)

第4条 前条第2号及び第7号の委員の任期は1年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 専門委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 専門委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くこと

ができる。

(庶務)

第8条 専門委員会の庶務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、専門委員会について必要な事項は、専門委員会が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に選出される第3条第1項第2号及び第7号委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。